

## 第2 一般会計

### (A) 歳 出

#### 社会保障関係費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
36,888,887	(36,273,463) 40,939,055	(615,424) △ 4,050,168

#### 1 年金給付費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
13,085,689	12,764,072	321,617

この経費は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)等に基づく年金給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国家公務員共済組合連合会等助成費	77,937	78,379
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	0	1
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,390	2,467
公的年金制度等運営諸費	524,232	523,509
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,476,942	12,155,728
年金特別会計へ繰入	278,440	302,531
厚生年金保険給付費国庫負担金繰入	257,065	280,483
拠出制国民年金国庫負担金繰入	21,374	22,048
福祉年金等年金特別会計へ繰入	130	121
基礎年金年金特別会計へ繰入	12,198,373	11,853,077
厚生年金基礎年金国庫負担金繰入	10,227,156	9,966,197

国民年金基礎年金国庫負担金繰入	1,971,217	1,886,880
私的年金制度整備運営費	4,187	3,988
計	13,085,689	12,764,072

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入

「国民年金法」(昭34法141)等に基づく基礎年金の国庫負担割合については、消費税増収分等を活用した2分の1への引上げの恒久化等により、厚生年金保険については10,484,222百万円、国民年金については1,992,591百万円を計上している。また、福祉年金等に係る国庫負担金については、130百万円を計上している。

#### (2) 公的年金制度等運営諸費

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平24法102)に基づき、所得が一定の基準を下回る等の要件を満たす年金受給者に給付金を支給するため、国庫負担金として524,232百万円を計上している。

#### 2 医療給付費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
12,151,734	(12,092,506) 12,164,022	(59,228) △ 12,288

この経費は、「健康保険法」(大11法70)、「国民健康保険法」(昭33法192)、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭57法80)等に基づく医療保険給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
母子保健衛生対策費	3,683	3,717
児童虐待防止等対策費	4,484	—

障害児支援等対策費	5,384	—
感染症対策費	3,359	(3,424) 86,363
特定疾患等対策費	145,010	142,103
原爆被爆者等援護対策費	27,384	28,072
医療提供体制基盤整備費	103,986	148,582
医療介護提供体制改革推進交付金	75,077	75,077
医療提供体制設備整備交付金	28,909	73,505
医療保険給付諸費	10,190,649	(10,060,299) 10,056,094
全国健康保険協会保険給付費等補助金	1,265,782	1,238,788
全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金	91	85
国民健康保険組合療養給付費補助金	181,514	183,645
国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金	58,188	54,225
健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	7,613	—
後期高齢者医療給付費等負担金	4,286,873	4,123,160
国民健康保険療養給付費等負担金	1,636,244	1,753,760
国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金	527,283	(485,887) 482,605
後期高齢者医療財政調整交付金	1,392,535	1,341,131
国民健康保険財政調整交付金	565,064	601,800
国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金	148,298	(136,655) 135,733
国民健康保険保険者努力支援交付金	121,162	141,162

麻薬・覚醒剤等対策費	0	0
生活保護等対策費	1,391,235	(1,420,329) 1,413,113
障害保健福祉費	276,561	281,677
心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費	18,319	17,170
精神障害者医療保護入院費補助金	227	253
精神障害者措置入院費負担金	5,330	5,410
障害者医療費負担金	252,684	253,514
障害児入所医療費等負担金	—	5,331
児童虐待等防止対策費	—	4,301
計	12,151,734	(12,092,506) 12,164,022

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 特定疾患等対策費

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平 26 法 50)及び「児童福祉法」(昭 22 法 164)に基づく地方公共団体が支弁する特定医療費等の国庫負担として、145,010 百万円を計上している。

(注) 難病・小児慢性特定疾病対策費としては、この医療給付費に計上されているほか、難病の治療研究を推進し、患者の経済的負担の軽減を図るための従来の医療費助成及び難治性疾患の原因解明、診断・治療法の開発等を促進するための総合的・戦略的な研究開発費等が科学技術振興費等に計上されており、難病・小児慢性特定疾病対策費の総額は 159,787 百万円となっている。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平 6 法 117)に基づく原爆被爆者に対する医療の給付として、27,384 百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法 64)に基づき、消費税増収分を活用し、地域医療介護総合確保基金(医療分)等を各都道府県等に設置

し、病床機能の分化・連携の推進、病床機能の再編支援及び勤務医の働き方改革の推進等を図るために103,986百万円を計上している。

(4) 医療保険給付諸費

(イ) 全国健康保険協会管掌健康保険等  
「健康保険法」(大11法70)及び「船員健康保険法」(昭14法73)に基づく全国健康保険協会の療養給付費等に対する国庫補助として、1,273,486百万円を計上している。

(ロ) 国民健康保険

「国民健康保険法」(昭33法192)に基づく市町村等の療養給付費等に対する国庫負担等として、3,237,755百万円を計上している。

(ハ) 後期高齢者医療

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭57法80)に基づく後期高齢者医療広域連合の療養給付費等に対する国庫負担等として、5,679,408百万円を計上している。

(5) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する医療扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく医療支援給付金に対する国庫負担として、1,391,235百万円を計上している。

(6) 障害保健福祉費

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平17法123)等に基づき、地方公共団体が支弁する障害者自立支援医療費等に対する国庫負担等として、276,561百万円を計上している。

3 介護給付費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(3,580,257)	(100,666)
3,680,922	3,578,389	102,533

この経費は、「介護保険法」(平9法123)等に基づく介護保険給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
生活保護等対策費	83,356	(80,983) 80,263
高齢者日常生活支援等推進費	193,274	192,795
介護保険制度運営推進費	3,404,292	(3,306,479) 3,305,331
全国健康保険協会介護納付金補助金	47	55
国民健康保険組合介護納付金補助金	22,438	22,834
介護給付費等負担金	2,437,894	2,351,249
国民健康保険介護納付金負担金	183,412	(188,503) 187,608
介護給付費財政調整交付金	639,972	615,877
国民健康保険介護納付金財政調整交付金	51,585	(53,017) 52,765
医療介護提供体制改革推進交付金	48,944	54,944
介護保険保険者努力支援交付金	20,000	20,000
計	3,680,922	(3,580,257) 3,578,389

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する介護扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく介護支援給付金に対する国庫負担として、83,356百万円を計上している。

(2) 高齢者日常生活支援等推進費

介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの実施体制の確保等を行うこととし、193,274百万円を計上している。

そのうち、消費税増収分等を活用し、認知症対策や在宅医療・介護連携などを充実することとし、26,699百万円を計上している。

(3) 介護保険制度運営推進費

「介護保険法」(平9法123)に基づく市町村の介護給付費に対する国庫負担等として、

3,404,292 百万円を計上している。

そのうち、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法64)に基づき、消費税増収分を活用し、地域医療介護総合確保基金(介護分)を各都道府県に設置し、介護施設の整備や介護人材の確保等を図るために 48,944 百万円を計上している。

#### 4 少子化対策費

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
3,141,233	(3,109,386) 3,182,896	(31,846) △ 41,664

この経費は、「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65)等に基づく子ども・子育て支援に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,465,730	(2,448,844) 2,520,939
児童手当年金特別会計へ繰入	1,028,748	(1,054,649) 1,021,880
子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入	1,374,396	(1,336,748) 1,437,432
地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入	62,586	(57,448) 61,627
児童虐待防止等対策費	134,758	—
国立児童自立支援施設	156	—
大学等修学支援費	531,058	519,609
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	9,531	9,125
児童虐待等防止対策費	—	(131,681) 133,096
国立児童自立支援施設運営費	—	127
計	3,141,233	(3,109,386) 3,182,896

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
内閣府	3,131,702	(2,968,454) 3,040,549

こども家庭庁	3,131,702	—
子ども・子育て本部	—	(2,968,454) 3,040,549
厚生労働省	9,531	(140,933) 142,348
計	3,141,233	(3,109,386) 3,182,896

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入

##### (イ) 児童手当年金特別会計へ繰入

「児童手当法」(昭 46 法 73)に基づく児童手当の支給に要する費用の国庫負担として、1,028,748 百万円を計上している。

##### (ロ) 子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65)に基づく子どものための教育・保育給付の国庫負担等について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における教育・保育の量及び質の充実を図るとともに、幼児教育・保育の無償化の取組を推進することとし、1,374,396 百万円を計上している。

##### (ハ) 地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65)に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する費用について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ることとし、62,586 百万円を計上している。

#### (2) 児童虐待防止等対策費

「児童虐待防止対策の更なる推進について」(4 年 9 月 2 日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進するための施策を実施することとし、消費税増収分等の活用により、134,758 百万円を計上している。

#### (3) 大学等修学支援費

高等教育の修学支援新制度において、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措

置することとし、531,058百万円を計上している。

(4) 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入「雇用保険法」(昭49法116)に基づく育児休業給付金の支給に要する費用の国庫負担として、9,531百万円を計上している。

## 5 生活扶助等社会福祉費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
4,309,281	(4,175,867) 4,545,198	(133,414) △ 235,917

この経費は、「生活保護法」(昭25法144)に基づく生活扶助等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平17法123)等に基づく障害者自立支援給付等に必要経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
生活支援臨時特別事業費	—	(—) 91,780
母子保健衛生対策費	49,928	(12,095) 148,691
保育対策費	45,702	(86,992) 148,927
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	37,607	(43,172) 43,386
児童虐待防止等対策費	21,491	—
国立児童自立支援施設	787	—
国立児童自立支援施設整備費	42	—
母子家庭等対策費	166,416	(179,225) 182,235
障害児支援等対策費	448,269	—
こども政策推進費	6,518	—
児童福祉施設等整備費	36,668	—
国家公務員共済組合連合会等助成費	127	118
特定疾患等対策費	667	(549) 727
原爆被爆者等援護対策費	563	563
医薬品安全対策等推進費	505	511

医療保険給付諸費	111,875	(110,582) 133,094
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,748	5,787
医療費適正化推進費	2,273	(2,458) 3,046
健康増進対策費	18,293	21,299
生活保護等対策費	1,438,447	(1,426,882) 1,435,302
社会福祉諸費	34,603	(33,634) 34,152
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,231	1,316
社会福祉施設整備費	4,905	(5,401) 16,073
独立行政法人福祉医療機構運営費	3,163	(1,726) 3,924
障害保健福祉費	1,721,258	(2,053,613) 2,065,953
公的年金制度等運営諸費	7,214	(7,653) 7,654
私的年金制度整備運営費	4	4
高齢者日常生活支援等推進費	4,993	5,073
介護保険制度運営推進費	23,694	(30,350) 42,441
業務取扱費年金特別会計へ繰入	107,342	(107,547) 107,536
児童虐待等防止対策費	—	(19,596) 20,821
子ども・子育て支援対策費	—	(3,973) 4,359
児童福祉施設整備費	—	(6,346) 10,810
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	—	165
国立障害者リハビリテーションセンター費	7,673	(7,907) 8,122
地方厚生局費	1,273	1,330
計	4,309,281	(4,175,867) 4,545,198

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	813,429	(43,172) 135,166
こども家庭庁	813,429	—
		(—)
内閣本府	—	91,780
子ども・子育て本部	—	(43,172) 43,386
財務省	127	118
厚生労働省	3,495,724	(4,132,577) 4,409,913
計	4,309,281	(4,175,867) 4,545,198

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 母子保健衛生対策費

地方公共団体が行う妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠届出・出生届出を行った妊婦等に対する経済的支援の一体的な実施等に必要な経費として、49,928百万円を計上している。

(2) 保育対策費

待機児童の解消に向けた「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を推進するとともに、保育士・保育現場の魅力向上等の保育人材確保のための総合的な対策等を実施することとし、45,702百万円を計上している。

(3) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入

「児童手当法」(昭46法73)等に基づく特例給付等の支給に要する費用の国庫負担等として、37,607百万円を計上している。

(4) 児童虐待防止等対策費

「児童虐待防止対策の更なる推進について」(4年9月2日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進するための施策等を実施することとし、21,491百万円を計上している。

(5) 母子家庭等対策費

「児童扶養手当法」(昭36法238)に基づき、地方公共団体が生別母子世帯等に対して支給する児童扶養手当給付費の国庫負担等に必要な経費として、166,416百万円を計上している。

(6) 障害児支援等対策費

「児童福祉法」(昭22法164)に基づき、地方公共団体が支弁する障害児入所給付費等の国庫負担に必要な経費として、448,269百万円を計上している。

(7) 医療保険給付諸費

医療保険給付諸費については、全国健康保険協会等の事務費に係る国庫負担及び国民健康保険組合が行う出産育児一時金の支給に係る国庫補助等を行うとともに、高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、健康保険組合に対する国庫補助等を行うこととし、111,875百万円を計上している。

(8) 健康増進対策費

「国民健康保険法」(昭33法192)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の国庫負担等として、18,293百万円を計上している。

(9) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する生活扶助費等及び保護施設の事務費並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく生活支援給付金等に対する国庫負担並びに生活保護法実施のための指導監査職員の設置に要する国の委託に必要な経費として、1,357,372百万円を計上している。

このほか、生活困窮者の自立支援等に必要な経費として、81,075百万円を計上している。

(注) 生活保護費は、この生活扶助等社会福祉費のほか、医療扶助費等が医療給付費に、介護扶助費等が介護給付費に計上されており、生活保護費の総額は2,831,963百万円となっている。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
保護費	2,790,100	(2,801,346) 2,791,406
生活扶助	816,459	(805,213) 808,207
住宅扶助	484,504	(480,224) 474,839
教育扶助	6,279	(6,618) 6,919

医療扶助	1,387,157	(1,416,152) 1,408,936
介護扶助	83,131	(80,770) 80,051
その他	12,570	(12,367) 12,455
保護施設事務費	32,023	(32,052) 32,509
中国残留邦人等に対する生活支援給付金等	8,010	8,122
指導監査職員設置費	1,830	(1,847) 1,860
計	2,831,963	(2,843,367) 2,833,898

(10) 社会福祉諸費

社会福祉事業に係るサービス提供体制の確保を図るため、社会福祉振興助成事業、社会福祉施設職員等の退職手当共済事業、社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の補給事業等を行うこととし、34,603百万円を計上している。

(11) 障害保健福祉費

障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、特別障害者手当等の給付等に対する国庫負担等を行うとともに、特別児童扶養手当等の給付等を行うこととし、1,721,258百万円を計上している。

(12) 介護保険制度運営推進費

介護保険制度の適切な運営を図るため、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組の推進、介護施設等における防災対策等の推進等に必要な経費として、23,694百万円を計上している。

(13) 業務取扱費年金特別会計へ繰入

「厚生年金保険法」(昭29法115)に基づく厚生年金保険事業の事務に要する費用の財源に充てるため等の年金特別会計業務勘定への繰入れに必要な経費として、107,342百万円を計上している。

6 保健衛生対策費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
475,370	(475,552) 3,849,780	(△ 182) △ 3,374,410

この経費は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平10法114)等に基づく感染症対策等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
こども政策推進費	645	—
医療提供体制確保対策費	26,564	(27,329) 29,177
医療従事者等確保対策費	462	416
医療情報化等推進費	1,472	1,486
医療安全確保推進費	1,308	1,384
国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,736	6,556
国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	246	131
国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,134	3,824
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	3,805	3,775
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,514	1,529
国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	6,780	6,791
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	463	477
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,300	3,456
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,964	2,933
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	269	—
感染症対策費	149,179	(147,425) 3,341,849
特定疾患等対策費	6,530	(6,489) 7,003

ハンセン病資料館施設費	837	503
		(3,277)
移植医療推進費	3,310	3,542
原爆被爆者等援護対策費	88,407	91,542
血液製剤対策費	493	503
医療技術実用化等推進費	1,438	57,051
		(1,578)
医療提供体制基盤整備費	32,627	36,222
		(31,295)
地域保健対策費	2,758	3,700
保健衛生施設整備費	3,601	3,623
		(15,012)
健康増進対策費	14,776	15,556
健康危機管理推進費	608	476
		(15,012)
生活基盤施設耐震化等対策費	20,154	56,341
		(21,804)
麻薬・覚醒剤等対策費	438	435
		(3,369)
生活衛生対策費	3,023	3,832
自殺対策費	3,612	3,472
戦没者慰霊事業費	3,320	3,276
		(4,160)
障害保健福祉費	3,729	4,559
		(1,275)
国際機関活動推進費	1,083	12,399
		(17,403)
厚生労働調査研究等推進費	16,941	26,438
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	—	301
		(21,007)
検疫所費	24,233	80,448
		(32,141)
国立ハンセン病療養所費	31,506	33,375
地方厚生局費	2,104	1,399
計	475,370	3,849,780

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 感染症対策費

感染症の発生・まん延の防止を図るため、感染症対策費として、149,179百万円を計上している。

そのうち、肝炎対策については、「肝炎対策基本法」(平21法97)等を踏まえ、総合的な肝炎対策を推進するため、肝炎治療に関す

る医療費助成に必要な経費として、7,207百万円、肝炎ウイルス検査等に必要な経費として、2,305百万円(このほか、科学技術振興費等を加え17,014百万円)を計上している。

#### (2) 原爆被爆者等援護対策費

原爆被爆者等援護対策費については、引き続き、各種手当等の交付等を行うこととし、88,407百万円を計上している。

#### (3) 医療提供体制基盤整備費

医療提供体制基盤整備費については、医療施設等の整備を行うとともに、都道府県の主体的かつ弾力的な事業運営等による医療提供体制の整備を行うこととし、32,627百万円を計上している。

そのうち、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業、ドクターヘリ導入促進事業等の推進を図るため、救急・周産期医療対策等として、25,055百万円を計上している。

#### (4) 健康増進対策費

生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るため、健康増進対策費として、14,776百万円を計上している。

そのうち、がん対策については、「がん対策基本法」(平18法98)及び「がん対策推進基本計画」(30年3月9日閣議決定)を踏まえ、がんの予防・早期発見等を推進することとし、10,129百万円(このほか、科学技術振興費等に加え、特別会計も含め35,683百万円)を計上している。

#### (5) 生活基盤施設耐震化等対策費

生活基盤施設耐震化等対策費については、水道施設の耐災害性強化・広域化等の推進を図るための経費として、20,154百万円を計上している。

#### (6) 国立ハンセン病療養所費

国立ハンセン病療養所費については、入所者の高齢化等を踏まえた体制の充実等を図るとともに、療養所施設の整備を推進することとし、31,506百万円を計上している。

## 7 雇用労災対策費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
44,657	(75,823) 854,697	(△ 31,165) △ 810,039

この経費は、「雇用保険法」(昭49法116)に基づく失業等給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	295	(302) 262
労働者災害補償保険給付費 労働保険特別会計へ繰入	7	8
高齢者等雇用安定・促進費	11,414	(21,614) 69,105
失業等給付費等 労働保険特別会計へ繰入(雇用保険国庫負担金)	18,972	(39,704) 771,127
就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	6,425	6,712
職業能力開発強化費	5,057	5,009
若年者等職業能力開発支援費	1,334	1,302
障害者等職業能力開発支援費	1,079	1,097
船員雇用促進対策事業費	75	75
計	44,657	(75,823) 854,697

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 高齢者等雇用安定・促進費

シルバー人材センターの円滑な運営、新卒者の就職支援、就職困難者の就労支援等に必要な経費として、11,414百万円を計上している。

#### (2) 雇用保険国庫負担金

雇用保険については、最近における受給実績等を勘案し、求職者給付、介護休業給付金の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため18,972百万円を計上している。

(注) 雇用保険国庫負担金は、この雇用労災対策費に計上されているほか、育児休業給付金に要する費用が少子化対策費に計上されており、総額は28,503百万円となっている。

#### (3) 就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入

雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用に充てるため6,425百万円を計上している。

### 文教及び科学振興費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,415,791	(5,390,096) 8,812,700	(25,695) △ 3,396,910

#### 1 義務教育費国庫負担金

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,521,553	(1,501,467) 1,515,650	(20,086) 5,903

この経費は、「義務教育費国庫負担法」(昭27法303)に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費等に係る経費について、国がその一部を負担するために必要な経費である。

5年度においては、小学校高学年における教科担任制の推進等を図るため、1,100人の定数増を行うほか、小学校4年生の35人以下学級の実現や、通級による指導等のための基礎定数化に伴う743人の定数増を行うこととしている。一方、少子化の進展による基礎定数の自然減3,167人に加え、350人の加配定数の見直しを図るほか、国庫負担金の算定方法の見直し(800人相当)を行うこととしている。

#### 2 科学技術振興費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,394,155	(1,378,745) 4,181,855	(15,411) △ 2,787,700

この経費は、将来にわたる持続的な研究開発、重要課題への対応、基礎研究、人材育成など科学技術の振興を図るために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
本省等課題対応型研究開発等経費	254,759	(260,651) 609,289
国立研究開発法人等経費	1,108,255	(1,086,207) 3,539,148

各省等試験研究 機関経費	31,140	(31,887) 33,417
計	1,394,155	(1,378,745) 4,181,855

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国 会	1,090	1,142
内 閣 府	96,847	(97,280) 337,230
総 務 省	70,431	(66,085) 144,914
財 務 省	969	(1,011) 1,114
文 部 科 学 省	892,007	(886,291) 1,584,088
厚 生 労 働 省	66,915	(64,720) 69,921
農 林 水 産 省	94,548	(94,341) 103,663
経 済 産 業 省	112,172	(110,396) 1,869,199
国 土 交 通 省	29,542	(28,431) 40,166
環 境 省	29,633	(29,046) 30,418
計	1,394,155	(1,378,745) 4,181,855

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 本省等課題対応型研究開発等経費

本省等における研究開発を推進するための経費として、254,759百万円を計上している。

内閣府においては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進するために必要な経費等を計上している。

文部科学省においては、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るための取組、我が国の総合的な国力の要となる量子、AI、次世代半導体をはじめとする重要先端技術の研究開発の推進等を行うこととしている。

厚生労働省においては、食品安全、労働安全衛生、化学物質対策、危機管理等の国民の安全確保に必要な研究など、科学的知見に基づく施策の推進に必要な研究を行うこととしている。

農林水産省においては、スマート農業普及のための環境整備、新たな品種開発の加速化や環境負荷低減に向けた研究開発等を行うこととしている。

経済産業省においては、サイバーセキュリティの強化や新産業創出につながる先導的な研究開発等を行うこととしている。

環境省においては、原発事故に伴う放射線の健康影響に係る不安の低減や風評被害を払拭するための調査研究等を行うこととしている。

#### (2) 国立研究開発法人等経費

国立研究開発法人等における研究開発を推進するための経費として、1,108,255百万円を計上している。

5年度においては、基礎研究をはじめとする研究者の自由な発想に基づく研究を支援するための科学研究費補助金等の配分、スーパーコンピュータ「富岳」の運用等、新型基幹ロケットの研究開発等の取組を推進することとしている。

#### (3) 各省等試験研究機関経費

感染症の予防治療方法、医療品、食品、化学物質の調査など、各省が所管する試験研究機関における調査・分析、研究開発、研究環境の整備等に必要な経費として、31,140百万円を計上している。

### 3 文教施設費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
74,257	(74,329) 201,707	(△ 72) △ 127,450

この経費は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭33法81)に基づき、公立学校の施設整備費について、国が負担又は交付金を交付するために必要な経費等である。

公立学校施設整備費については、地方公共団体の行う公立小中学校施設の新増築や大規模改修等に要する経費の負担等に必要な経費として、73,718百万円を計上している。

経費の事業別及び所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
公立学校施設整備費	73,718	(73,835) 194,215
内閣府	5,000	5,000
文部科学省	68,718	(68,834) 189,215
公立学校施設災害復旧費	539	(495) 4,318
文部科学省	539	(495) 4,318
公立社会教育施設災害復旧費	—	(—) 3,174
文部科学省	—	(—) 3,174
計	74,257	(74,329) 201,707

#### 4 教育振興助成費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,305,387	(2,313,852) 2,778,859	(△ 8,464) △ 473,471

この経費は、こどもの安全対策、教育政策の推進、初等中等教育の振興、高等教育の振興、私立学校教育の振興助成、国立大学法人への助成、スポーツの振興等のために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(内閣府所管)		
こども安全対策費	2,032	—
(文部科学省所管)		
教育政策推進費	42,341	(43,115) 57,047
初等中等教育振興費	518,122	(520,741) 556,257
高等教育振興費	5,752	(5,820) 323,092
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,827	1,862
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,800	(62,515) 62,549
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,349	(951) 13,750
私立学校振興費	537,114	(539,804) 556,698
国立大学法人施設整備費	26,512	(31,636) 80,878

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国立大学法人運営費	1,078,353	(1,078,634) 1,091,486
独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費	—	(—) 3,926
スポーツ振興費	9,254	(8,077) 10,570
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,932	20,604
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	—	(93) 139
計	2,303,356	(2,313,852) 2,778,859
合計	2,305,387	(2,313,852) 2,778,859

その内容の主なものは、次のとおりである。

##### (1) こども安全対策費

こども安全対策費については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う学校の管理下における児童生徒等の災害に対する共済給付事業に要する経費として、2,032百万円を計上している。

##### (2) 教育政策推進費

教育政策推進費については、在外教育施設教員派遣事業等の海外で学ぶ児童生徒等に対する教育、成長分野の中核を担う専門人材養成や放送等による大学教育の推進等の生涯を通じた学習機会の拡大、学校・家庭・地域の連携協力推進事業等の家庭・地域の教育力の向上等を行うため、所要の経費を計上している。

教育政策推進費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
客観的根拠に基づく教育政策立案の推進	4,384	(4,225) 4,285
海外で学ぶ児童生徒等に対する教育	17,972	(17,219) 17,322
教育人材の養成・確保	242	(229) 2,480
生涯を通じた学習機会の拡大	10,107	(10,120) 12,597
家庭・地域の教育力の向上	7,863	(7,635) 8,909

男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進	1,772	(3,688) 11,455
計	42,341	(43,115) 57,047

(3) 初等中等教育振興費

(イ) 確かな学力の育成については、義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科用図書の無償給与、教員の事務負担軽減等に資する補習等指導員等派遣事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ロ) 豊かな心の育成については、道徳教育総合支援事業、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) 健やかな体の育成については、学校保健及び食育の推進を図るため、所要の経費を計上している。

(ニ) 信頼される学校づくりについては、教育政策形成に関する実証研究事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ホ) 学校施設の整備推進については、多様化する学習内容・方法等に対応するため、所要の経費を計上している。

(ヘ) 教育機会の確保については、高校生等への修学支援、へき地学校の通学用バスの購入等を行うため、所要の経費を計上している。

(ト) 幼児教育の振興については、幼保小の架け橋プログラム事業、教育支援体制整備事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(チ) 特別支援教育の推進については、特別支援教育充実事業、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒等の保護者等の経済的負担の軽減等を行うため、所要の経費を計上している。

初等中等教育振興費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
確かな学力の育成	57,637	(56,776) 57,625

豊かな心の育成	8,854	8,283 (647) 24,845
健やかな体の育成	660	
信頼される学校づくり	360	361
学校施設の整備推進	272	260
教育機会の確保	431,242	433,128 (4,482) 14,951
幼児教育の振興	1,799	
特別支援教育の推進	17,299	16,803
計	518,122	(520,741) 556,257

(4) 高等教育振興費

高等教育振興費については、大学改革を促進させるため、教育研究に関する優れた取組を行う大学等に対して重点的に支援することとし、5,752百万円を計上している。

(5) 私立学校振興費

私立学校振興費については、配分の見直し等を通じて、教育研究の質の向上に取り組む私立大学等に対し重点的に支援することとし、所要の経費を計上している。

(イ) 私立大学等経常費補助については、配分の見直し等を通じて、私立大学等の運営の効率化を図りつつ、運営に必要な経常費に所要の助成を行うとともに、各大学等の特色ある取組に応じた支援を行うこととし、所要の経費を計上している。

(ロ) 私立高等学校等経常費助成費等補助については、各都道府県による私立高等学校等への助成の一部等を補助することとし、所要の経費を計上している。

(ハ) 私立学校施設整備費補助については、私立学校の教育に必要な施設の整備や防災機能の強化等のため、所要の経費を計上している。

(ニ) 私立大学等研究設備整備費等補助については、私立大学等の教育設備・研究設備の高度化や私立高等学校等の情報通信教育の充実等のため、所要の経費を計上している。

(ホ) このほか、日本私立学校振興・共済事業団補助等について、所要の経費を計上し

ている。

私立学校振興費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
日本私立学校振興・共済事業団補助	140,623	140,702
私立大学等研究設備整備費等補助	2,470	(2,604) 3,227
私立大学等経常費補助	285,384	(287,159) 287,580
私立高等学校等経常費助成費等補助	102,015	(102,001) 102,190
私立学校施設整備費補助	6,094	(6,550) 16,631
その他	528	(787) 6,368
計	537,114	(539,804) 556,698

#### (6) 国立大学法人施設整備費

国立大学法人施設整備費については、国立大学等における教育研究施設の整備を着実に推進することとし、26,512百万円を計上している。

#### (7) 国立大学法人運営費

国立大学法人運営費については、大学改革のインセンティブとなるようメリハリを強化するため、教育研究組織の改革に関する取組への重点支援を図りつつ、成果を中心とする実績状況に基づく配分について達成率が高い指標を前提条件化する等の見直しを行うこととし、1,078,353百万円を計上している。

#### (8) スポーツ振興費

(イ) 共生社会及び多様な主体によるスポーツ参画の実現については、運動部活動の地域連携・地域移行の推進、スポーツ機会創出事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ロ) 競技力向上体制の構築については、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) スポーツを支える基盤の強化については、スポーツ×テクノロジー活用推進事業

等を行うため、所要の経費を計上している。

(ニ) スポーツを通じた社会課題解決の推進については、スポーツオープンイノベーションプラットフォーム推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

スポーツ振興費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
共生社会及び多様な主体によるスポーツ参画の実現	5,250	(4,297) 5,770
競技力向上体制の構築	3,059	(2,908) 3,929
スポーツを支える基盤の強化	223	224
スポーツを通じた社会課題解決の推進	722	648
計	9,254	(8,077) 10,570

(注) 国際競技力の向上に関する経費としては、このスポーツ振興費に計上されているほか、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費のうち競技力向上事業に要する経費10,050百万円を計上している。

### 5 育英事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
120,438	(121,703) 134,630	(△) 1,265 △ 14,192

この経費は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給を行う独立行政法人日本学生支援機構に対する無利子貸与資金の貸付、貸与資金に係る利子補給金、貸与資金の返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費の補助等である。

育英資金貸付金については、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を確実に実施するため、100,304百万円を計上している。

育英資金利子補給金については、財政融資資金等を原資とする無利子奨学金に係る利子補給金として126百万円を計上している。

育英資金返還免除等補助金については、貸与資金に係る返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費について、所要の経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
育英資金返還免除等補助金	4,022	4,175
奨学金業務システム開発費補助金	—	(—) 5,762
育英資金利子補給金	126	(125) 55
育英資金貸付金	100,304	101,453
小計	104,451	(105,753) 111,445
独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,885	(15,535) 17,419
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	102	(415) 5,765
計	120,438	(121,703) 134,630

## 国債費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
25,250,340	(24,339,285) 24,071,663	(911,055) 1,178,677

この経費は、公債の償還及び利子の支払に必要な経費と、公債の償還及び発行に関する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

### (1) 債務償還費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
公債等償還	16,446,577	(15,753,736) 16,444,328
定率繰入分	15,722,797	14,982,451
社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分	36,474	43,214
年金特例公債償還分	260,000	260,000
予算繰入分	427,306	468,071
決算剰余金繰入分	—	(—) 690,592
借入金償還	309,491	319,581
定率繰入分	140,132	149,474
予算繰入分	169,359	170,108
計	16,756,068	(16,073,317) 16,763,909

この経費は、前年度期首公債及び借入金総額の100分の1.6に相当する額(定率繰入分)、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置

法」(昭62法86)及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資本整備事業特別会計整理収入等に相当する額(社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分)、年金特例公債の償還財源に充てるための額(年金特例公債償還分)並びにその他公債等の償還に必要なとされる額を計上するものである。

### (2) 利子及割引料

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
公債利子等	8,386,497	(8,160,985) 7,234,579
年金特例公債利子	14,194	(13,781) 10,931
借入金利子	11,593	12,475
財務省証券利子	60,000	(60,000) 30,000
計	8,472,283	(8,247,240) 7,287,985

この経費は、公債、年金特例公債、借入金、財務省証券等の利子の支払に必要な経費である。

### (3) 国債事務取扱費

5年度(百万円)	4年度(百万円)
21,989	(18,727) 19,769

この経費は、公債等の償還及び発行に関する諸費及び事務費である。

## 恩給関係費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
96,966	(122,149) 121,798	(△ 25,183) △ 24,831

### (1) 文官等恩給費

5年度(百万円)	4年度(百万円)
4,847	(5,452) 5,438

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給及び文化功労者年金の支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、4,847百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種 別	支給人員(人)		金 額(百万円)	
	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度
国会議員互助年金	600	638	1,668	1,774
文官等恩給費	2,178	2,717	2,202	2,719
文化功労者年金	279	(274) 270	977	(959) 945
計	3,057	(3,629) 3,625	4,847	(5,452) 5,438

(2) 旧軍人遺族等恩給費

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
85,194	108,867

この経費は、旧軍人及びその遺族等に対する恩給支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、85,194 百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種 別	支給人員(千人)		金 額(百万円)	
	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度
普通扶助料	103	131	64,187	82,071
公務関係扶助料	9	12	16,171	19,980
その他	7	10	4,836	6,816
計	120	152	85,194	108,867

(3) 恩給支給事務費

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
671	(726) 585

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給並びに旧軍人及びその遺族等に対する恩給の支給事務等処理するために必要な経費である。

(4) 遺族及び留守家族等援護費

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
6,255	(7,104) 6,908

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭 27 法 127)に基づく遺族年金等の支給、「戦傷病者特別援護法」(昭 38 法 168)に基づく療養の給付、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平 6 法 30)に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等

に必要な経費である。

(イ) 遺族及留守家族等援護費については、遺族年金や障害年金等の支給並びに療養の給付について最近の実績を基礎として見込み、5,200 百万円を計上している。

(ロ) 中国残留邦人等支援事業費については、永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金の支給等の支援策を実施することとし、1,054 百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
戦傷病者戦没者遺族年金等	4,244	(4,982) 4,786
遺 族 年 金	1,448	(1,905) 1,846
遺 族 給 与 金	1,088	(1,226) 1,188
障 害 年 金	1,032	(1,189) 1,153
そ の 他	676	(663) 599
戦傷病者等療養給付	219	239
特別給付金等支給事務費	737	812
中国残留邦人等支援事業費	1,054	1,071
戦傷病者等無賃乗車船等負担金	1	0
計	6,255	(7,104) 6,908

地方交付税交付金等

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
16,399,176	(15,882,539) 17,513,366	(516,637) △ 1,114,190

1 地方交付税交付金

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
16,182,276	(15,655,839) 17,290,659	(526,437) △ 1,108,383

この経費は、所得税、法人税、酒税及び消費税の収入額のそれぞれ一定割合の額を、地方交付税交付金として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付するために必要な経費である。

5 年度においては、各税の収入見込額の一定割合(所得税及び法人税にあっては 100 分の

33.1、酒税にあっては100分の50並びに消費税にあっては100分の19.5)に相当する額16,950,030百万円から、20年度、21年度、28年度、元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき、5年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額783,154百万円を控除し、加算することとされている額15,400百万円を加えた額16,182,276百万円を地方交付税交付金として計上している。

## 2 地方特例交付金

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
216,900	(226,700) 222,707	(△ 9,800) △ 5,807

この経費は、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費である。

### (1) 地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため、地方特例交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付することとし、204,500百万円を計上している。

### (2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方税法」(昭25法226)に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置として生じた固定資産税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付することとし、12,400百万円を計上している。

(参考)地方財政

5年度の地方財政については、骨太方針2021等を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

歳出においては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長(5年度～7年度)するとともに、「マイナンバーカード利活用特別分」として5年度及び6年度に50,000百万円増額することとしている。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費(仮称)」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費(仮称)」を創設することとしている。

歳入においては、5年度に地方団体に交付される地方交付税の総額は、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金16,182,276百万円に、地方法人税の税収の全額から28年度地方法人税決算精算額を控除した額1,891,876百万円、4年度における地方交付税交付金の未交付額1,424,151百万円、同特別会計の剰余金の活用額等を加算した額から、同特別会計において5年度に行う借入金の償還額1,300,000百万円及び同特別会計の借入金等利子負担額57,200百万円を控除した額18,361,103百万円(4年度当初予算比307,290百万円、1.7%増)となっている。

地方税については、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うこととし、また、自動車税及び軽自動車税の環境性能割等を見直すこととしている。

地方債については、5年度の地方債計画において、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることと

し、総額は9,499,397百万円(4年度当初地方債計画10,181,387百万円)となっている。このうち、臨時財政対策債については、994,597百万円(4年度当初地方債計画1,780,487百万円)であり、過去最少となっている。

また、地方債に充てる資金については、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着

目した公的資金の重点化方針を維持することに加えて、住民生活に密着した社会資本整備等を推進するため、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、財政融資資金2,423,800百万円(4年度当初地方債計画2,626,400百万円)、地方公共団体金融機構資金1,641,900百万円(4年度当初地方債計画1,746,400百万円)を予定している。

区 分	5 年 度	4 年 度	(単位 百万円) 比較増△減
所得 税 収 入 見 込 (イ)	21,048,000	20,382,000	666,000
地 方 交 付 税 の 率 (ロ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$	
(イ) × (ロ) (ハ)	6,966,888	6,746,442	220,446
法 人 税 収 入 見 込 (ニ)	14,602,000	13,336,000	1,266,000
地 方 交 付 税 の 率 (ホ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$	
(ニ) × (ホ) (ヘ)	4,833,262	4,414,216	419,046
酒 税 収 入 見 込 (ト)	1,180,000	1,128,000	52,000
地 方 交 付 税 の 率 (チ)	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	
(ト) × (チ) (リ)	590,000	564,000	26,000
消 費 税 収 入 見 込 (ヌ)	23,384,000	21,573,000	1,811,000
地 方 交 付 税 の 率 (ル)	$\frac{19.5}{100}$	$\frac{19.5}{100}$	
(ヌ) × (ル) (ヲ)	4,559,880	4,206,735	353,145
過 年 度 精 算 額 (ワ)	△ 783,154	△ 290,954	△ 492,200
法 定 加 算 等 (カ)	15,400	15,400	—
特 例 加 算 (ヨ)	—	—	—
合 計 (タ)	16,182,276	15,655,839	526,437
(ハ)+(ヘ)+(リ)+(ヲ)+ (ワ)+(カ)+(ヨ)			
(参 考)			
交付税及び譲与税配付金特別会計			
地 方 法 人 税 (レ)	1,891,900	1,712,700	179,200
地 方 法 人 税 過 年 度 精 算 額 (ソ)	△ 24	△ 24	—
剰 余 金 活 用 (ツ)	120,000	—	120,000
返 還 金 (ネ)	1	103	△ 102
機 構 準 備 金 活 用 (ナ)	100,000	—	100,000
借 入 金 償 還 額 (ラ)	△ 1,300,000	△ 500,000	△ 800,000
借 入 金 等 利 子 (ム)	△ 57,200	△ 70,900	13,700
地 方 交 付 税 交 付 金 (ウ)	16,936,952	16,797,717	139,235
(タ)+(レ)+(ソ)+(ツ)+ (ネ)+(ナ)+(ラ)+(ム)			
(前年度における地方交付 税交付金の未交付額 (ヰ)	1,424,151	1,256,095	168,055

(単位 百万円)

区 分	5 年 度	4 年 度	比較増△減
地方団体に交付すべき地方交付税交付金の総額(ノ) (ウ)+(キ)	18,361,103	18,053,813	307,290

(注) 4年度の計数は、4年度地方財政計画による。

### 防衛関係費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
10,168,585	5,810,492	4,358,093

この経費は、自衛隊の管理・運営及びこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留並びに防衛力強化資金(仮称)への繰入れ等に関するものとして計上される経費である。

この経費を所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
防 衛 省	6,787,965	5,810,492
財 務 省	3,380,620	—
合 計	10,168,585	5,810,492

以下、所管別に説明する。

#### 1 防衛省所管

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
6,787,965	5,810,492	977,473

(注) 上記の予算額に防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた6,821,899百万円から、SACO関係経費及び米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)を除いた5年度防衛力整備計画対象経費は、6,600,149百万円である。

防衛省所管の防衛関係費については、4年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとし、SACO関係経費及び米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)を含め、所要の経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
防 衛 本 省	6,431,084	5,595,757
地 方 防 衛 局	21,820	19,664
防 衛 装 備 庁	335,062	195,071
計	6,787,965	5,810,492
うちSACO 関係経費	11,489	13,686
うち米軍再編 関係経費(地 元負担軽減に 資する措置)	210,261	500,404

#### (1) 防衛本省

5年度(百万円)	4年度(百万円)
6,431,084	5,595,757

この経費は、防衛本省の業務の遂行に要する経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
防衛本省共通費	793,719	743,033
人 件 費	553,614	589,117
旅 費	9,816	9,159
庁 費	9,539	8,596
被 服 費	15,481	5,668
糧 食 費	38,705	37,263
そ の 他	166,564	93,230
防衛本省施設費	3,130	3,838
旅 費	1	1
庁 費	125	135
施 設 費	3,005	3,702
自衛官給与費	1,471,768	1,447,858

防衛力基盤強化 推進費	806,601	(617,050) 640,307
うちSACO 関係経費	9,784	11,863
うち米軍再編 関係経費(地 元負担軽減に 資する措置)	43,970	(54,356) 54,389
防衛力基盤強化 施設整備費	219,912	(178,655) 193,110
武器車両等整備 費	1,117,142	(837,520) 882,311
艦 船 整 備 費	246,703	(169,190) 171,023
艦 船 建 造 費	188,827	(139,519) 140,579
航空機整備費	1,192,672	(654,900) 713,194
在日米軍等駐留 関連諸費	386,223	(363,190) 656,708
うちSACO 関係経費	1,706	1,823
うち米軍再編 関係経費(地 元負担軽減に 資する措置)	166,291	(153,642) 446,015
独立行政法人駐 留軍等労働者労 務管理機構運営 費	3,798	3,271
安全保障協力推 進費	588	(504) 525
計	6,431,084	(5,153,651) 5,595,757

これを陸上、海上及び航空の各自衛隊等機  
関別に区分すれば、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
陸 上 自 衛 隊	1,902,908	(1,740,662) 1,791,677
海 上 自 衛 隊	1,641,940	(1,287,262) 1,309,979
航 空 自 衛 隊	1,857,469	(1,163,434) 1,234,058
大臣官房及び各 局	793,906	(743,639) 1,037,737
統合幕僚監部	81,558	(97,715) 100,406
防 衛 大 学 校	19,720	(16,763) 16,895
防衛医科大学校	25,729	(22,981) 23,568
防 衛 研 究 所	2,563	(2,499) 2,477
情 報 本 部	104,647	(78,082) 78,350

防衛監察本部	632	(601) 596
審 議 会 等	13	13
計	6,431,084	(5,153,651) 5,595,757

また、新たに、継続費として総額199,846  
百万円(うち5年度歳出分8,289百万円)及び  
国庫債務負担行為として総額6,894,737百万  
円(うち5年度歳出分441,243百万円)を計上  
している。

継続費は、全額艦船建造のためのものであ  
る。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりで  
ある。

	総額(百万円)	うち5年度 歳出分(百万円)
防衛省職員採用 試験問題作成等 業務	6	4
事務機器借入れ 等	4,068	160
情報化推進支援 業務	258	55
自衛官特殊被服 購入	5,999	—
庁舎管理運営業 務	4,277	1,504
庁舎機械警備	4	1
防衛本省施設整 備	2,963	144
退職予定自衛官 進路相談等業務	284	95
教育訓練用器材 購入	53,984	112
教育訓練用器材 借入れ等	11,030	4,232
教育訓練用器材 整備	15,284	73
装備品取得等效 率化推進業務	129,744	5,936
住宅防音事業関 連事務手続補助 業務	1,438	479
提供施設等整備	42,902	7,169
障害防止対策施 設整備	1,772	322
障害防止対策事 業費補助	4,683	851
教育施設等騒音 防止対策事業費 補助	24,034	577
施設周辺整備助 成補助	32,783	6,265

道路改修等事業費補助	2,148	390
公務員宿舍建設等	35,298	3,291
戦史史料保存業務	294	60
硫黄島航空基地給食業務	272	91
自衛隊施設周辺整備補償	36	—
医療器材購入	220	—
医療器材借入れ等	379	7
自衛隊施設整備	442,746	16,841
武器購入	948,254	52,372
通信機器購入	321,139	26,722
車両購入	44,221	—
弾薬購入	576,341	42,736
諸器材購入	131,637	7,400
特定防衛調達武器購入	78,721	960
武器車両等整備	693,741	40,252
特定防衛調達諸器材整備	17,267	11,773
艦船整備	224,908	15,680
艦船建造	174,951	2,717
航空機購入	650,472	81,607
特定防衛調達航空機購入	304,741	9,754
航空機整備	1,323,254	61,142
特定防衛調達航空機整備	22,454	—
提供施設移設整備	565,731	39,465
計	6,894,737	441,243

なお、上記のほか、外国為替相場の変更に伴う継続費の総額及び年割額の改定を行うとともに、物価の変動に伴う国庫債務負担行為の限度額の増額を行っている。

具体的業務の主なものは次のとおりであり、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、安全保障環境の変化を踏まえ、日米同盟・諸外国との安全保障協力を強化するよう、所要の経費を計上している。

なお、5年度における防衛力整備の一層の効率化・合理化の取組として、重要度の低下した装備品の運用停止・用途廃止、自衛隊独

自仕様の絞り込み、各プロジェクトのコスト管理の徹底等により、257,176百万円の効率化・合理化を実現している。

(イ) 陸上自衛隊においては、12式地对艦誘導弾能力向上型、03式中距離地对空誘導弾(改善型)、16式機動戦闘車24両、10式戦車9両、19式装輪自走155mmりゅう弾砲12両等の調達を行うとともに、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ロ) 海上自衛隊においては、甲V型警備艦(3,900トン型)2隻、潜水艦(3,000トン型)1隻、哨戒艦4隻等の建造、固定翼哨戒機(P-1)3機、哨戒ヘリコプター(SH-60K(能力向上型))6機及び掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)2機の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により艦艇・航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ハ) 航空自衛隊においては、早期警戒機(E-2D)5機、戦闘機(F-35A)8機、戦闘機(F-35B)8機、輸送機(C-2)2機等の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ニ) 基地対策等の推進のため、以下の経費を計上している。

(a) 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」(昭49法101)等に基づき、自衛隊施設及び提供施設の維持運営等に関連し必要な、障害及び騒音の防止措置、飛行場等周辺の移転措置、民生安定施設の助成措置等を行うための所要の経費を計上している。

(b) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(令4

条2)に基づき、労務費、光熱水料等、訓練資機材調達費及び訓練移転費を負担するとともに、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭35条7。以下「地位協定」という。)に基づき、提供施設の整備及び基地従業員対策等を行うための所要の経費を計上している。

(c) 地位協定等に基づく提供施設の維持運営等に関連し必要な土地の購入及び借上げ、各種の補償、現在提供中の施設及び区域の返還を受けるため、当該施設及び区域を集約移転するための所要の経費を計上している。

(ホ) 米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)については、普天間飛行場の移設に要する経費等 210,261 百万円を計上している。

(参 考) 主要装備の国庫債務負担行為等

	数 量	総 額 (百万円)	うち5年度 歳 出 分 (百万円)
陸 上 自 衛 隊			
12式地对艦誘導弾能力向上型	1式	11,515	—
03式中距離地对空誘導弾(改善型)	1式	24,770	8
16式機動戦闘車	24両	21,326	—
10式戦車	9両	14,821	—
19式装輪自走155mmりゅう弾砲	12両	10,142	0
海 上 自 衛 隊			
甲V型警備艦	2隻	116,664	3,022
潜水艦	1隻	80,840	5,267
哨戒艦	4隻	35,663	51
固定翼哨戒機(P-1)	3機	91,445	19
哨戒ヘリコプター(SH-60K(能力向上型))	6機	60,321	—
掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)	2機	35,123	466

航 空 自 衛 隊

早期警戒機(E-2D)	5機	194,062	9,747
戦闘機(F-35A)	8機	106,913	35,146
戦闘機(F-35B)	8機	143,460	7,173
輸送機(C-2)	2機	59,713	34,379

(注) 上記の計数は、弾薬の取得に必要な経費を除いた、装備品の取得等に必要な経費を計上している。なお、弾薬の取得に必要な経費は、国庫債務負担行為の弾薬購入に計上されている。

(2) 地 方 防 衛 局

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
		(20,129)
	21,820	19,664

この経費は、地方防衛局の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
		(20,065)
地方防衛局	21,695	19,601
		(17,942)
人件費	18,417	17,419
		(2,123)
その他	3,278	2,182
地方防衛局施設費	125	64
旅費	0	—
庁費	3	—
施設費	122	64
		(20,129)
計	21,820	19,664

また、新たに、国庫債務負担行為として総額 1,178 百万円(うち5年度歳出分 225 百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち5年度 歳出分(百万円)
競争導入公共サービス施設管理運営業務	0	0
庁舎管理運営業務	602	195
庁舎機械警備	3	1
事務機器借入れ等	484	0

地方防衛局施設整備	89	29
計	1,178	225

(3) 防衛装備庁

5年度(百万円)	4年度(百万円)
335,062	(194,945) 195,071

この経費は、防衛装備庁の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
防衛装備庁共通費	24,278	(18,312) 18,429
人件費	17,085	(16,279) 16,335
その他	7,193	(2,032) 2,094
防衛力基盤強化推進費	288,513	(166,285) 166,294
防衛力基盤強化施設整備費	22,270	10,348
計	335,062	(194,945) 195,071

また、新たに、国庫債務負担行為として総額 966,212 百万円(うち 5 年度歳出分 44,807 百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち 5 年度歳出分(百万円)
事務機器借入れ等	593	5
庁舎管理運営業務	579	195
研究開発	849,530	31,755
防衛通信衛星整備等支援業務	164	—
装備品取得等効率化推進業務	55,136	5,939

サイバーセキュリティ対策支援業務	1,223	—
装備品安定製造等確保事業	34,847	5,808
自衛隊施設整備	24,140	1,105
計	966,212	44,807

研究開発については、12 式地对艦誘導弾能力向上型(地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型)をはじめとする誘導弾、次期戦闘機等の開発のほか、民生分野の技術の取込み等に係る経費を計上している。

2 財務省所管

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
3,380,620	—	3,380,620

財務省所管の防衛関係費については、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力強化資金(仮称)への繰入れに必要な経費を計上している。

公共事業関係費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
6,059,994	(6,057,392) 8,053,122	(2,602) △ 1,993,128

公共事業関係費は、治山治水対策事業費、道路整備事業費、港湾空港鉄道等整備事業費、住宅都市環境整備事業費、公園水道廃棄物処理等施設整備費、農林水産基盤整備事業費、社会資本総合整備事業費、推進費等及び災害復旧等事業費に大別される。

5 年度予算を大別して示すと、次のとおりである。

令和 5 年度公共事業関係費対前年度比較表

(単位 百万円)

区分	5 年度	4 年度		比較増△減		
		当	初	補正(第 2 号)後	当	初
治山治水対策	954,384	950,737	1,282,843	3,647	△	328,459
治	851,796	848,413	1,134,195	3,383	△	282,399
治	62,291	62,027	87,485	264	△	25,194

(単位 百万円)

区 分	5 年 度	4 年 度		比 較 増 △ 減			
		当 初	補正(第2号)後	当 初	補正(第2号)後		
					増	減	
海 岸	40,297	40,297	61,163	—	△	20,866	
道 路 整 備	1,671,083	1,665,986	1,979,681	5,097	△	308,598	
港湾空港鉄道等整備	397,584	398,783	493,188	△	1,199	△	95,604
港 湾 整 備	244,403	243,903	323,305	500	△	78,902	
空 港 整 備	28,742	32,826	32,787	△	4,084	△	4,045
都市・幹線鉄道整備	22,822	23,822	32,020	△	1,000	△	9,198
整備新幹線整備	80,372	80,372	80,372	—	—	—	
船舶交通安全基盤整備	21,245	17,860	24,705	3,385	△	3,460	
住宅都市環境整備	730,657	729,932	977,435	725	△	246,778	
住 宅 対 策	156,171	157,963	330,352	△	1,792	△	174,181
都市環境整備	574,486	571,969	647,083	2,517	△	72,597	
公園水道廃棄物処理等	178,362	161,911	235,996	16,451	△	57,634	
下 水 道	77,295	61,359	68,950	15,936	—	8,345	
水道施設整備	17,036	16,936	19,449	100	△	2,413	
廃棄物処理施設整備	41,727	41,727	95,671	—	△	53,944	
工業用水道	2,163	2,163	3,626	—	△	1,463	
国営公園等	32,386	31,971	36,565	415	△	4,179	
自然公園等	7,755	7,755	11,735	—	△	3,980	
農林水産基盤整備	607,848	607,921	845,481	△	73	△	237,633
農業農村整備	332,303	332,136	498,966	167	△	166,663	
森 林 整 備	125,249	124,718	168,455	531	△	43,206	
水産基盤整備	72,906	72,669	99,662	237	△	26,756	
農山漁村地域整備	77,390	78,398	78,398	△	1,008	△	1,008
社会資本総合整備	1,380,489	1,397,301	1,711,694	△	16,812	△	331,205
推 進 費 等	61,938	67,573	67,773	△	5,635	△	5,835
計	5,982,345	5,980,144	7,594,091	2,201	△	1,611,746	
災 害 復 旧 等	77,649	77,248	459,031	401	△	381,382	
災 害 復 旧	54,386	54,083	332,523	303	△	278,137	
災 害 関 連	23,263	23,165	126,508	98	△	103,245	
合 計	6,059,994	6,057,392	8,053,122	2,602	△	1,993,128	

この経費を北海道、離島、沖縄及びその他の地域別に区分して示すと、次のとおりである。

(単位 百万円)

	北 海 道	離 島	沖 縄	そ の 他	計
治山治水対策	102,190	2,189	5,237	844,768	954,384
道 路 整 備	218,934	1,977	36,102	1,414,070	1,671,083
港湾空港鉄道等整備	23,023	5,360	16,142	353,059	397,584
住宅都市環境整備	27,189	1,782	7,338	694,348	730,657
公園水道廃棄物処理等	7,660	2,451	8,717	159,534	178,362
農林水産基盤整備	118,264	21,347	18,163	450,074	607,848
社会資本総合整備	57,198	20,280	16,679	1,286,332	1,380,489
推 進 費 等	4,413	—	2,619	54,906	61,938
計	558,871	55,386	110,997	5,257,091	5,982,345
災 害 復 旧 等	28	—	—	77,621	77,649
合 計	558,899	55,386	110,997	5,334,712	6,059,994

(注) 「離島」欄は、奄美群島における公共事業関係費 17,659 百万円を含んでいる。

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	150,774	(150,116) 162,027
厚生労働省	4,754	(5,281) 9,574
農林水産省	523,650	(524,524) 770,283
経済産業省	2,006	(2,025) 3,475
国土交通省	5,333,416	(5,330,052) 7,012,659
環境省	45,394	(45,394) 95,103
合計	6,059,994	(6,057,392) 8,053,122

以下、事項別に説明する。

### 1 治山治水対策事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
954,384	(950,737) 1,282,843	(3,647) △ 328,459

この経費は、治水、治山及び海岸の公共施設整備のための経費である。

#### (1) 治水事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
851,796	(848,413) 1,134,195

治水事業については、頻発・激甚化する水災害に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策として堤防やダムの整備、河道掘削等を実施することとしている。

また、河川管理施設等の老朽化対策については、コストの縮減や事業の効率化に資する新技術の活用等を進めるとともに、個別補助により集中的・計画的に実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
河川整備事業	549,326	(542,849) 764,643
多目的ダム建設事業	75,341	(79,041) 85,656
総合流域防災事業	7,313	(6,970) 13,108

砂防事業	121,943	(121,140) 173,311
工事諸費等	97,872	(98,412) 97,476
計	851,796	(848,413) 1,134,195

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	4,807	(4,506) 4,594
国土交通省	846,989	(843,907) 1,129,602
計	851,796	(848,413) 1,134,195

#### (2) 治山事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
62,291	(62,027) 87,485

治山事業については、流域治水と連携した治山対策を推進するとともに、荒廃山地等の復旧及び重要な水源地域における保安林の整備を重点的に実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	356	(356) 463
農林水産省	54,705	(54,378) 76,214
国土交通省	7,230	(7,293) 10,808
計	62,291	(62,027) 87,485

#### (3) 海岸事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
40,297	(40,297) 61,163

海岸事業については、津波による被災の危険性が高い大規模地震の対策地域において、背後地に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸等における津波・高潮対策に重点化することとしている。

また、海岸保全施設の老朽化対策については、コストの縮減や事業の効率化に資する新技術の活用等を進めるとともに、個別補助により集中的・計画的に実施することとしている。

る。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	74	(47) 200
農林水産省	7,316	(7,331) 9,668
国土交通省	32,907	(32,919) 51,295
計	40,297	(40,297) 61,163

## 2 道路整備事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,671,083	(1,665,986) 1,979,681	(5,097) △ 308,598

道路整備事業については、道路施設の着実な点検・修繕、新技術を活用した老朽化対策の効率的実施や、地方公共団体における橋梁等の老朽化対策等について個別補助による重点的・効果的な支援を推進するほか、空港・港湾等へのアクセス道路など生産性向上・成長力強化につながる道路ネットワークの整備等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
道路更新防災対策事業及び維持管理等	721,635	(702,210) 830,019
地域連携道路事業	626,427	(618,702) 761,729
道路交通円滑化事業	228,900	(249,468) 293,634
工事諸費等	94,121	(95,606) 94,300
計	1,671,083	(1,665,986) 1,979,681

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	36,102	(35,738) 41,966
国土交通省	1,634,981	(1,630,248) 1,937,715
計	1,671,083	(1,665,986) 1,979,681

## 3 港湾空港鉄道等整備事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
397,584	(398,783) 493,188	(△ 1,199) △ 95,604

この経費は、港湾、空港、都市・幹線鉄道、整備新幹線及び船舶交通安全基盤の公共施設整備のための経費である。

### (1) 港湾整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
244,403	(243,903) 323,305

港湾整備事業については、国際コンテナ戦略港湾における国際競争力強化のため、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備を重点的に実施するとともに、洋上風力発電の導入を促す基地港湾の整備等を通じて、港湾における脱炭素化を推進することとしている。

また、港湾施設の老朽化対策については、コストの縮減や事業の効率化に資する新技術の活用等を進めるとともに、個別補助により集中的・計画的に実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
港湾環境整備事業	2,122	(2,936) 3,662
港湾事業	221,609	(218,549) 298,098
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事	48	700
工事諸費等	20,624	(21,717) 20,844
計	244,403	(243,903) 323,305

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	14,905	(14,905) 15,469
国土交通省	229,498	(228,998) 307,835
計	244,403	(243,903) 323,305

### (2) 空港整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
28,742	(32,826) 32,787

空港整備事業については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。

空港整備事業費として一般会計に計上されるのは、一般会計から自動車安全特別会計へ繰り入れる空港整備事業費財源 27,348 百万円並びに沖縄総合事務局、国土技術政策総合研究所、地方整備局及び北海道開発局の一般会計で支出される空港整備関係の工事諸費 1,394 百万円である。

空港の整備に関する事業費の財源内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
航空機燃料税収入	34,000	34,000
前々年度航空機燃料税収入決算調整額	△ 6,652	△ 2,478
一般財源	1,394	(1,304) 1,265
計	28,742	(32,826) 32,787

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	1,237	(364) 358
国土交通省	27,505	(32,462) 32,429
計	28,742	(32,826) 32,787

### (3) 都市・幹線鉄道整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
22,822	(23,822) 32,020

都市・幹線鉄道整備事業については、都市機能を支える都市鉄道ネットワークの整備、防災・減災、老朽化対策や、鉄道駅におけるバリアフリー化の推進、輸送の安全性の向上等による安全・安心の確保等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
鉄道施設総合安全対策事業費補助	5,035	(4,588) 9,907
鉄道防災事業費補助	923	923
幹線鉄道等活性化事業費補助	23	(170) 587
都市鉄道利便増進事業費補助	6,736	11,568
都市鉄道整備事業費補助	8,050	(4,473) 6,782
鉄道駅総合改善事業費補助	2,055	(2,100) 2,253
計	22,822	(23,822) 32,020

### (4) 整備新幹線整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
80,372	80,372

整備新幹線整備事業については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による北海道新幹線新函館北斗―札幌間、北陸新幹線金沢―敦賀間及び九州新幹線武雄温泉―長崎間の建設等を着実に実施することとしている。

### (5) 船舶交通安全基盤整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
21,245	(17,860) 24,705

船舶交通安全基盤整備事業については、船舶が安全に航行するための指標となる灯台、電波標識等の整備等を実施することとしている。

## 4 住宅都市環境整備事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
730,657	(729,932) 977,435	△ 246,778

この経費は、住宅対策及び都市環境整備のための経費である。

### (1) 住宅対策

5年度(百万円)	4年度(百万円)
156,171	(157,963) 330,352

住宅対策については、地方公共団体等が施

行する公営住宅整備等事業、独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業に係る金利引下げ、地方公共団体等が行う高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅に係る家賃低減、地方公共団体等が施行する防災性を向上するための住宅市街地総合整備促進事業等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
公営住宅整備費等補助	1,700	(1,700) 6,029
優良住宅整備促進等事業費補助	23,623	26,977
公的賃貸住宅家賃対策補助	12,529	12,529
住宅市街地総合整備促進事業費補助	116,297	(115,242) 283,302
独立行政法人住宅金融支援機構出資金	1,520	1,000
その他	502	(515) 515
計	156,171	(157,963) 330,352

## (2) 都市環境整備事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
		(571,969) 647,083
	574,486	

都市環境整備事業については、広域連携を含む都市機能のコンパクト化や防災力強化に積極的に取り組む地方公共団体等に対する重点的・効果的な支援や都市の国際競争力の強化等を図る市街地整備事業、大気汚染等の沿道環境問題への対策や個別補助による通学路の交通安全対策への計画的・集中的な支援等を実施する道路環境整備事業及び水辺空間のにぎわい創出のため、まちづくりと一体となった水辺整備や水環境の改善等を実施する都市水環境整備事業により、都市環境の整備を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
市街地整備事業	102,433	(102,141) 110,019

都市構造再編集中支援事業	70,000	(70,000) 74,840
市街地再開発事業	10,159	(9,944) 10,226
都市再生推進事業等	18,688	(17,505) 20,261
都市開発資金貸付金	3,586	4,692
道路環境整備事業	447,179	(444,954) 506,672
道路環境改善事業	110,211	(118,848) 153,001
道路交通安全対策事業	329,130	(318,218) 346,013
工事諸費	7,838	(7,888) 7,658
都市水環境整備事業	24,874	(24,874) 30,392
河川都市基盤整備事業等	22,696	(22,615) 28,189
工事諸費等	2,178	(2,259) 2,203
計	574,486	(571,969) 647,083

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	7,338	(6,575) 7,668
国土交通省	567,148	(565,394) 639,415
計	574,486	(571,969) 647,083

## 5 公園水道廃棄物処理等施設整備費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
178,362	(161,911) 235,996	△ 57,634

この経費は、上下水道、廃棄物処理、工業用水道、国営公園等及び自然公園等の施設整備等のための経費である。

### (1) 下水道事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	77,295	(61,359) 68,950

下水道事業については、市街地における内水氾濫を防止するための雨水貯留施設の整備等による防災・減災対策の支援や、下水道事業に関する調査等を実施することとしてい

る。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
下水道事業調査	3,743	(3,746) 6,259
下水道事業費補助	7,101	(5,165) 7,186
下水道防災事業費補助	66,451	(52,448) 55,505
計	77,295	(61,359) 68,950

(2) 水道施設整備事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	17,036	(16,936) 19,449

水道施設整備事業については、簡易水道等施設及び水道水源開発等施設の整備等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
簡易水道等施設	5,004	6,272
水道水源開発等施設	11,946	(10,576) 13,089
その他	87	88
計	17,036	(16,936) 19,449

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	2,800	2,800
厚生労働省	4,398	(4,925) 7,290
国土交通省	9,838	(9,211) 9,359
計	17,036	(16,936) 19,449

(3) 廃棄物処理施設整備事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	41,727	(41,727) 95,671

廃棄物処理施設整備事業については、一般廃棄物処理施設及び浄化槽の整備等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
廃棄物処理施設	1,613	1,702

循環型社会形成推進交付金	39,943	(39,943) 93,887
その他	171	82
計	41,727	(41,727) 95,671

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	1,206	1,206
国土交通省	2,912	(2,912) 12,126
環境省	37,609	(37,609) 82,339
計	41,727	(41,727) 95,671

(4) 工業用水道事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	2,163	(2,163) 3,626

工業用水道事業については、工業地帯における地下水汲上げによる地盤沈下の防止と立地条件の整備を目的として敷設される工業用水道施設の整備等を実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
経済産業省	2,006	(2,025) 3,475
国土交通省	157	(138) 151
計	2,163	(2,163) 3,626

(5) 国営公園等事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	32,386	(31,971) 36,565

国営公園等事業については、国営公園等の施設の整備、維持管理等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国営公園整備等	26,922	(26,250) 30,844
都市公園事業	5,066	5,437

そ の 他	398	(284) 284
計	32,386	(31,971) 36,565

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内 閣 府	4,711	(4,651) 4,941
国 土 交 通 省	27,675	(27,320) 31,624
計	32,386	(31,971) 36,565

#### (6) 自然公園等事業

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	7,755	(7,755) 11,735

自然公園等事業については、国立公園、国民公園等の施設の整備、維持管理等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国 立 公 園 等	4,104	(4,024) 6,504
国 民 公 園 等	1,704	(1,863) 2,363
自然環境整備交付金	1,872	(1,807) 2,807
そ の 他	75	60
計	7,755	(7,755) 11,735

#### 6 農林水産基盤整備事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
607,848	(607,921) 845,481	(△ 73) △ 237,633

この経費は、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備及び農山漁村地域整備を行うための経費である。

##### (1) 農業農村整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
332,303	(332,136) 498,966

農業農村整備事業については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化等を推進する農業競争力強化基盤整備事業、国土強靱化のための農業水利施設の

長寿命化や防災・減災対策等を推進するかんがい排水事業、総合農地防災事業等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
かんがい排水	99,552	(101,708) 114,903
土地改良施設管理	21,242	(19,053) 20,750
農用地再編整備	40,176	(40,096) 60,384
総合農地防災等	68,737	(67,581) 113,945
農業競争力強化基盤整備等	68,468	(68,021) 151,343
農 村 整 備	7,234	(7,066) 8,497
水 資 源 開 発	8,500	(8,010) 8,620
食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定へ繰入	4,514	(5,911) 5,835
補助率差額等	13,880	(14,690) 14,688
計	332,303	(332,136) 498,966

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内 閣 府	13,514	(13,514) 14,688
農 林 水 産 省	223,688	(224,892) 345,054
国 土 交 通 省	95,101	(93,730) 139,224
計	332,303	(332,136) 498,966

##### (2) 森林整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
125,249	(124,718) 168,455

森林整備事業については、林業の持続的発展や国土強靱化のため、間伐や主伐後の再造林等を実施するとともに、森林整備の効率化に必要な路網の整備をすることとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内 閣 府	289	289

農林水産省	118,430	(117,997) 156,840
国土交通省	6,530	(6,432) 11,326
計	125,249	(124,718) 168,455

### (3) 水産基盤整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
72,906	(72,669) 99,662

水産基盤整備事業については、水産物の輸出拡大等による水産業の成長産業化のための拠点漁港の流通機能強化及び養殖生産拠点整備、持続可能な漁業生産を確保するための漁場整備、漁港施設の強靱化・長寿命化等を推進することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	4,360	(4,360) 4,963
農林水産省	35,674	(35,873) 46,409
国土交通省	32,872	(32,436) 48,290
計	72,906	(72,669) 99,662

### (4) 農山漁村地域整備事業

5年度(百万円)	4年度(百万円)
77,390	78,398

農山漁村地域整備事業については、地方公共団体が作成した計画に基づく農山漁村地域の基盤整備のほか、整備効果を促進するためのソフト事業について交付金により総合的に支援することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
農林水産省	63,782	64,119
国土交通省	13,608	14,279
計	77,390	78,398

## 7 社会資本総合整備事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,380,489	(1,397,301) 1,711,694	(△ 16,812) △ 331,205

この経費は、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、頻発・激甚化する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、予防保全に向けた老朽化対策、将来の成長の基盤となる民間投資・需要を喚起する道路整備、PPP/PFIを活用した下水道事業や利便性・効率性の向上を図るための地域公共交通ネットワークの再構築事業など、地域における総合的な取組を支援するための交付金である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
社会資本整備総合交付金	549,190	(581,731) 610,797
防災・安全交付金	831,299	(815,570) 1,100,897
計	1,380,489	(1,397,301) 1,711,694

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	16,679	(18,134) 19,751
国土交通省	1,363,810	(1,379,167) 1,691,943
計	1,380,489	(1,397,301) 1,711,694

## 8 推進費等

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
61,938	(67,573) 67,773	(△ 5,635) △ 5,835

この経費は、「地域再生法」(平17法24)に基づき、地方公共団体が行う地方創生の深化のための先駆的な地方創生基盤整備事業に対して支援するための交付金並びに再度災害防止や安全な避難経路の確保等の防災・減災対策を強化すること及び北海道総合開発計画の効果的な推進を図ることを目的とし、予算作成後に各地域で発生した事象に柔軟に対応するため地方公共団体等との協議結果を踏まえた事業の推進等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619	2,619
地方創生基盤整備事業推進費	39,777	39,777
防災・減災対策等強化事業推進費	13,886	19,971
社会資本整備円滑化地籍整備事業費	1,000	(550) 750
官民連携基盤整備推進調査費	331	331
北海道特定特別総合開発事業推進費	4,325	4,325
計	61,938	(67,573) 67,773

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	42,396	42,396
国土交通省	19,542	(25,177) 25,377
計	61,938	(67,573) 67,773

## 9 災害復旧等事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
77,649	(77,248) 459,031	(401) △ 381,382

この経費は、公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業を行うための経費である。

### (1) 災害復旧事業

4年以前に発生した災害等の復旧事業については、事業の促進を図ることとし、また、当年発生災害については、発生を見込んで復旧事業費を計上し、迅速な対応を行うこととしている。

### (2) 災害関連事業

災害復旧事業と合併して施行する一般関連事業及び助成事業については、災害復旧事業の進捗状況を考慮して事業の推進を図ることとしている。また、山地崩壊等の災害に対しては、災害関連緊急事業により緊急に対応することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
厚生労働省	356	—	356
農林水産省	14,609	5,446	20,055
国土交通省	39,391	17,817	57,208
環境省	30	—	30
計	54,386	23,263	77,649

## 経済協力費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
511,374	(510,547) 846,966	(827) △ 335,592

この経費は、経済協力のための諸施策の実施に必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

### (1) 無償資金協力

無償資金協力を実施するために必要な予算については、「自由で開かれたインド太平洋」の具体化、グローバルな課題への対応、複雑さを増す安全保障・経済環境への対応等に必要な経費として、163,403百万円を計上している。

### (2) 技術協力(独立行政法人国際協力機構)

独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力のために必要な予算については、「自由で開かれたインド太平洋」の具体化、グローバルな課題への対応、複雑さを増す安全保障・経済環境への対応等に必要な経費として、151,851百万円を計上している。

### (3) 国際分担金・拠出金

我が国にとっての支払の必要性等を踏まえ、113,329百万円を計上している。

(注) 計数中には、留学生関係経費に計上されているものが含まれている。

### (4) 円借款等

独立行政法人国際協力機構の有償資金協力部門が実施する、円借款等の事業規模については、1,894,000百万円であり、その原資の一部として、一般会計出資金47,840百万円を計上している。

### (5) 留学生関係経費

留学生関係経費については、外国人留学生へ

の奨学金の給付等に必要な経費として、27,222百万円を計上している。

(注) 計数中には、国際分担金・拠出金に計上されているものが含まれている。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(内閣府所管)		
経済協力開発機構拠出金等	200	191
(外務省所管)		
政府開発援助経済開発等援助費	163,403	(163,297) 226,864
政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金等	151,851	(151,752) 173,215
国際分担金・拠出金	67,172	(76,783) 236,242
国際連合分担金	31,191	(25,686) 25,912
国際連合食糧農業機関分担金	5,433	4,567
国際連合開発計画拠出金	5,057	(7,763) 34,296
国際連合教育科学文化機関分担金	3,600	3,038
環境問題拠出金	3,206	(3,568) 4,963
経済協力開発機構分担金	2,787	3,147
世界エイズ・結核・マalaria対策基金拠出金	2,038	(7,386) 26,925
国際機関職員派遣信託基金等拠出金	1,535	(2,752) 4,127
国際連合難民高等弁務官事務所拠出金	1,487	(3,527) 15,164
人口関係国際機関等拠出金	1,427	(2,250) 5,786
国際連合工業開発機関分担金	1,199	1,261
国際連合児童基金拠出金	917	(2,087) 13,554
その他	7,295	(9,751) 93,503
その他	2,671	2,257
計	385,097	(394,089) 638,578

(財務省所管)

国際開発金融機関拠出金等	34,973	(30,717) 103,239
政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門拠出金	47,840	47,090
計	82,813	(77,807) 150,329
(文部科学省所管)		
外国人留学生等経費	27,222	(26,768) 26,141
(厚生労働省所管)		
世界保健機関分担金等	10,882	(6,407) 26,342
(経済産業省所管)		
対外経済政策推進費	5,160	(5,285) 5,385
合計	511,374	(510,547) 846,966

### 中小企業対策費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
170,376	(171,267) 1,418,542	(△ 891) △ 1,248,166

この経費は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援、取引適正化対策の強化、研究開発投資の促進、事業再生・事業承継支援等の諸施策を実施するために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 株式会社日本政策金融公庫出資等

株式会社日本政策金融公庫については、信用保険等業務において中小企業・小規模事業者に対する信用補完の充実等を図るため、46,700百万円の出資を行うこととしているほか、国民一般向け業務において業務円滑化のための補給金として16,992百万円を計上している。また、中小企業者向け業務において業務円滑化のための補給金として、14,311百万円を計上している。

#### (2) 中小企業政策推進費

下請取引の適正化のための監督体制の強化、中小企業・小規模事業者が産学官連携により行う研究開発に対する支援、中小企業・小規模事業者の事業再生・事業承継に対する支援等に必要経費として、50,338百万円を計上している。

る。  
 (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費  
 この経費は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する運営費交付金として、18,345百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(財務省所管)		
株式会社日本政策金融公庫出資金	46,700	(47,120) 68,320
株式会社日本政策金融公庫補給金	13,705	13,485
計	60,405	(60,605) 81,805
(厚生労働省所管)		
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	991	(1,189) 11,189
(経済産業省所管)		
中小企業政策推進費	50,338	(51,387) 863,399
株式会社日本政策金融公庫補給金	17,598	17,553
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	18,345	(17,593) 218,343
その他	22,699	(22,701) 139,714
株式会社日本政策金融公庫出資金	—	(240) 66,540
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資金	—	(—) 20,000
計	108,980	(109,474) 1,325,548
合計	170,376	(171,267) 1,418,542

### エネルギー対策費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
853,965	(875,642) 2,196,830	(△ 21,677) △ 1,342,865

この経費は、エネルギーの長期的・安定的な供給を確保するため、エネルギー需給対策の推進、安全かつ安定的な電力供給の確保等の諸施策を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国際原子力機関分担金等	5,677	5,055
核不拡散・核セキュリティ関連業務等	743	(716) 1,373
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金	36,427	(36,380) 36,804
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	—	(—) 393
脱炭素化産業成長促進対策費	—	(—) 1,103,446
エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入	515,836	(539,544) 736,419
エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入	295,282	(293,947) 313,341
計	853,965	(875,642) 2,196,830

また、所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	9,319	8,871
外務省	5,677	5,055
文部科学省	145,026	(145,074) 210,939
経済産業省	531,402	(551,160) 1,754,097
環境省	162,540	(165,482) 217,868
計	853,965	(875,642) 2,196,830

その内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金等

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等において、原子力利用の安全確保のための基礎基盤研究等を行うとともに、原子力分野における人材育成等を行うこととして、37,169百万円を計上している。

#### (2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入

この経費は、石油石炭税を財源として、石油及び天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措

置を実施する燃料安定供給対策並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施するエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰り入れることとして、515,836百万円を計上している(第3特別会計「6 エネルギー対策特別会計」参照)。

(3) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入

この経費は、電源開発促進税を財源として、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とした「発電用施設周辺地域整備法」(昭49法78)に基づく交付金の交付及びその他の発電の用に供する施設の設置や運転の円滑化に資するための財政上の措置を実施する電源立地対策、発電用施設の利用の促進、安全の確保及び発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置を実施する電源利用対策並びに原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を実施する原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰り入れることとして、295,282百万円を計上している(第3特別会計「6 エネルギー対策特別会計」参照)。

なお、このうち47,000百万円は中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構への資金交付に充てるためのものである。

**食料安定供給関係費**

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,265,365	(1,269,926) 1,761,126	(△ 4,561) △ 495,761

この経費は、「食料・農業・農村基本法」(平11法106)の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 食料安全保障確立対策費等

この経費は、米の適正かつ円滑な流通を確保

するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置により主要食糧の需給及び価格の安定を図るための食料安定供給特別会計への繰入れ、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための防疫措置等に必要な経費である。

5年度においては、米の備蓄の運営等のために必要な食料安定供給特別会計への繰入れ、豚熱・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病への対応等として、155,703百万円を計上している。

(2) 担い手育成・確保等対策費等

この経費は、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等を図り、経営所得安定対策、農業共済事業等を実施するために必要な経費である。

5年度においては、経営所得安定対策に係る交付金、農業共済事業における再保険金等の円滑な支払のための食料安定供給特別会計への繰入れ等として344,726百万円を計上している。

(3) 農地集積・集約化等対策費

この経費は、意欲ある農業者への農地集積の推進等を図るために必要な経費である。

5年度においては、農地中間管理機構等による農地の集積・集約の加速化に対する支援や農地集積を図りつつ高収益作物への転換等を推進することとし、41,122百万円を計上している。

(4) 農業生産基盤整備推進費

この経費は、農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進を図るために必要な経費である。

5年度においては、農業水利施設の長寿命化や防災・減災に係る機動的な対策等を推進することとし、31,607百万円を計上している。

(5) 国産農産物生産基盤強化等対策費等

この経費は、需要構造等の変化に対応した生産基盤強化等を推進するために必要な経費である。

5年度においては、水田における野菜等の高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進するための水田活用の直接支払交付金等の交付、産地の持続的な生産力強化を図るための持

続的生産強化対策事業等を実施することとし、433,350 百万円を計上している。

(6) 農村整備推進対策費

この経費は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な経費である。

5 年度においては、地域共同で行う多面的機能を支える活動、中山間地域等における継続的な農業生産活動等を支援することとし、77,537 百万円を計上している。

(7) 農山漁村活性化対策費

この経費は、農山漁村と都市との地域間交流を促進するなど、農山漁村の活性化を図るために必要な経費である。

5 年度においては、鳥獣被害防止対策を実施するとともに、農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を推進することとし、17,584 百万円を計上している。

(8) 森林整備・保全費等

この経費は、森林の有する多面的機能の発揮の促進等を図るために必要な経費である。

5 年度においては、森林の保全管理や森林病害虫等による被害の抑制の取組等を推進するとともに、国有林野の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分等を実施することとし、19,917 百万円を計上している。

(9) 水産資源管理対策費等

この経費は、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施等を図るために必要な経費である。

5 年度においては、資源評価対象魚種について評価の推進及び更なる精度向上等を図ることとし、26,069 百万円を計上している。

(10) 水産業振興対策費等

この経費は、漁業経営安定対策の着実な実施と水産業の成長産業化等を図るために必要な経費である。

5 年度においては、適切な資源管理と漁業経営の安定の確立のため、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象とした収入安定対策等を実施するとともに、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むための水産業成長産業化沿岸地域創出事業等を実施

することとし、49,463 百万円を計上している。経費の内訳は、次のとおりである。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
新市場創出対策費	876	(969) 13,137
農林水産物・食品輸出促進対策費	6,544	(9,115) 32,381
消費者・食農連携深化対策費	131	(240) 1,040
食品の安全・消費者の信頼確保対策費等	8,276	(8,349) 8,410
食料安全保障確立対策費等	155,703	(136,059) 189,423
担い手育成・確保等対策費等	344,726	(360,781) 376,324
農地集積・集約化等対策費	41,122	(46,398) 50,498
農業生産基盤整備推進費	31,607	26,861
国産農産物生産基盤強化等対策費等	433,350	(431,773) 684,213
農業・食品産業強化対策費	12,052	(12,566) 17,796
農林水産業環境政策推進費	611	(623) 2,847
農村整備推進対策費	77,537	77,593
農山漁村活性化対策費	17,584	(19,823) 24,963
森林整備・保全費等	19,917	21,502
林業振興対策費	4,982	(5,683) 5,994
林産物供給等振興対策費	2,160	(2,514) 2,522
森林整備・林業等振興対策費	6,891	(7,384) 29,574
水産資源管理対策費等	26,069	(27,439) 28,689
水産業振興対策費等	49,463	(49,105) 139,641
漁村活性化対策費	5,272	(5,458) 8,008
水産業強化対策費	2,402	2,655
その他	18,090	(17,038) 17,055
計	1,265,365	(1,269,926) 1,761,126

## その他の事項経費

その他の事項経費のうち主なものは、次のとおりである。

### 1 マイナンバー関係経費(内閣府所管、デジタル庁所管、総務省所管、法務省所管及び厚生労働省所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
80,595	(133,328) 188,493	(△ 52,732) △ 107,897

この経費は、マイナンバー制度の円滑な運用等を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(内閣府所管)		
特定個人情報監視・監督等業務費	175	131
(デジタル庁所管)		
個人番号及び法人番号の利用に関する広報活動等に必要経費	278	(472) 1,056
公金受取口座登録業務の支援に必要な経費	231	—
計	509	(472) 1,056
(総務省所管)		
マイナンバーカード普及推進事業費	50,713	(102,721) 109,191
マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用等システム整備費	—	(3,232) 14,878
マイナンバーカード所有者転出・転入手続ワンストップ化システム改修費	—	493
マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等システム改修費	20,048	—
その他	48	(108) 1,992
計	70,808	(106,554) 126,555
(法務省所管)		

戸籍事務へのマイナンバー制度の導入経費

9,051 15,690

(厚生労働省所管)

社会保障・税番号活用推進事業費

52 (10,480)  
45,061

合計 80,595 (133,328)  
188,493

(注) 上記のほか、デジタル庁に一括計上している情報システム関係経費がある。

### 2 主要国首脳会議関連経費(国会所管、内閣府所管、デジタル庁所管、総務省所管、法務省所管、外務省所管、財務省所管、文部科学省所管、厚生労働省所管、農林水産省所管、経済産業省所管、国土交通省所管及び環境省所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
31,493	(516) 2,305	(30,977) 29,188

この経費は、主要国首脳会議(G7広島サミット)開催等のために必要な経費であり、G7広島サミット開催経費、G7広島サミット事務局運営費、関連会合開催等経費を計上している。

所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国会	47	—
内閣府	9,614	(—) 771
デジタル庁	124	—
総務省	930	—
法務省	117	—
外務省	17,083	(265) 1,036
主要国首脳会議開催経費	15,759	(58) 699
主要国首脳会議事務局運営費	505	207
主要国首脳会議関連会合開催等経費	818	(—) 130
財務省	357	43
文部科学省	296	—
厚生労働省	625	—
農林水産省	327	58
経済産業省	662	135
国土交通省	917	(—) 247

環 境 省	394	15
計	31,493	(516) 2,305

なお、主要国首脳会議関連経費には防衛関係費に計上されているものがあり、総額として31,999百万円(4年度当初予算額516百万円)を計上している。

### 3 地方創生推進費(内閣府所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
62,223	(62,423) 102,423	(△ 200) △ 40,200

この経費は、「地域再生法」(平17法24)等に基づき、地方公共団体が行う地方創生の深化のための先駆的な取組等に要する経費に対して支援するための交付金である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
地方創生推進交付金	53,223	53,223
地方創生拠点整備交付金	7,000	(7,000) 47,000
地方大学・地域産業創生交付金	2,000	2,200
計	62,223	(62,423) 102,423

### 4 沖縄振興費(内閣府所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
107,761	(106,686) 114,570	(1,075) △ 6,809

この経費は、沖縄の優位性を活かした自立型経済の発展に向けて、より一層効果的な沖縄の振興に必要な施策の推進を図るための経費である。

内容の主なものは、次のとおりである。

#### (1) 沖縄振興交付金事業推進費

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するために24年度に創設された沖縄振興交付金については、経常的経費を対象とする沖縄振興特別推進交付金及び投資的経費を対象とする沖縄振興公共投資交付金に区分して計上しており、その内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
沖縄振興特別推進交付金	39,049	39,444
沖縄振興公共投資交付金	36,806	(36,806) 39,747
計	75,855	(76,250) 79,191

#### (2) 沖縄北部連携促進特別振興事業費

沖縄県の均衡ある発展を図る必要があることに鑑み、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業に要する経費(非公共事業)として、4,450百万円(4年度当初予算額4,450百万円)を計上している。

#### (3) 沖縄振興開発金融公庫補給金等

沖縄振興開発金融公庫については、その業務の円滑な運営に資するための補給金として、2,437百万円(4年度当初予算額1,931百万円)を計上するほか、沖縄における新事業創出促進のための出資金として200百万円を計上している。

なお、沖縄振興費には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものがあり、総額として257,712百万円(4年度当初予算額257,333百万円)を計上している。これに自動車安全特別会計空港整備勘定計上分を含め、沖縄振興予算全体としては、267,905百万円を計上している。

(参考) 沖縄振興費を含めた沖縄関係経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
裁 判 所	—	(378) 467
内 閣 府	261,079	(259,197) 283,279
内 閣 本 府	247,108	(246,924) 271,253
沖縄振興交付金事業推進費	75,855	(76,250) 79,191
公共事業関係費	105,599	(104,832) 116,913
沖縄振興開発金融公庫補給金	2,437	(1,931) 6,919
沖縄振興開発金融公庫出資金	200	—

その他	63,016	(63,911) 68,230
沖縄総合事務局	10,604	(10,684) 10,423
公共事業関係費	5,398	(5,507) 5,337
その他	5,206	(5,177) 5,086
警察庁	1,941	(1,589) 1,603
こども家庭庁	1,427	—
外務省	51	51
財務省	257	272
文部科学省	1,491	1,440
厚生労働省	1,525	(3,750) 5,455
農林水産省	433	433
防衛省	309,674	(274,491) 312,502
うちSACO関係経費	398	306
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	111,783	(81,014) 118,657
計	574,510	(540,011) 603,899

(注) 計数中には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものが含まれている。

## 5 北方対策費(内閣府所管、外務省所管及び国土交通省所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,115	(2,208) 2,164	(△ 93) △ 49

この経費は、独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金など北方領土問題に関する啓発等を行うために必要な経費である。

所管別内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
内閣府	1,701	(1,701) 1,686
外務省	311	373
国土交通省	102	(134) 105
計	2,115	(2,208) 2,164

なお、北方対策費には食料安定供給関係費に計上されているものがあり、総額として2,240百万円(4年度当初予算額2,406百万円)を計上している。

## 6 青少年対策費(裁判所所管、内閣府所管、法

## 務省所管、文部科学省所管及び厚生労働省所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
72,868	(72,958) 74,381	(△ 90) △ 1,513

この経費は、健全な青少年活動の助成等のために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(裁判所所管)		
少年事件処理経費	7	7
(内閣府所管)		
青年国際交流経費	1,331	(1,328) 561
青少年防犯関係経費	385	390
子ども・若者育成支援推進経費	1	227
計	1,717	(1,945) 1,177
(法務省所管)		
青少年事件処理経費	238	260
矯正施設経費	32,233	(31,837) 32,143
更生保護活動経費	18,394	(18,198) 18,286
その他	851	(788) 833
計	51,715	(51,083) 51,523
(文部科学省所管)		
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費等	7,947	(8,405) 9,174
独立行政法人国立女性教育会館運営費等	506	(526) 708
芸術文化等の振興	7,034	(7,034) 7,834
その他	48	52
計	15,535	(16,018) 17,768
(厚生労働省所管)		
勤労青少年の育成、福祉増進対策	79	79
職業訓練経費	3,815	3,827
計	3,894	3,906
合計	72,868	(72,958) 74,381

(注) 計数中には、文化関係費に計上されているものが含まれている。

なお、青少年対策費には保健衛生対策費、雇用労災対策費、科学技術振興費、教育振興助成費及び食料安定供給関係費に計上されているものがあり、総額として89,447百万円(4年度当初予算額89,009百万円)を計上している。

## 7 情報システム関係経費(デジタル庁所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
481,188	(460,053) 571,986	(21,135) △ 90,798

この経費は、「デジタル庁設置法」(令3法36)等に基づき、情報システムについて一元的な統括・監理を実施し、情報システムの統合・共通化、情報連携及び利用者目線での行政サービス改革等を一体的に推進するために必要な経費である。

## 8 文化関係費(文部科学省所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
104,712	(104,735) 175,635	(△ 23) △ 70,923

この経費は、芸術文化等の振興、文化財保護の充実、国立文化施設関係等に必要な経費である。

芸術文化等の振興については、文化芸術による創造性豊かな子供の育成、文化芸術創造活動への効果的な支援等を実施することとして、22,975百万円を計上している。

文化財保護の充実については、文化財修理の抜本的強化・防災対策等の充実、史跡等の保存整備・活用等を実施することとして、44,829百万円を計上している。

国立文化施設関係については、独立行政法人国立美術館運営費、独立行政法人日本芸術文化振興会運営費等に必要な経費として、29,515百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
芸術文化等の振興	22,975	(22,878) 35,316
文化財保護の充実	44,829	(44,497) 51,758
国立文化施設関係	29,515	(29,258) 80,519

そ の 他	7,394	(8,103) 8,042
計	104,712	(104,735) 175,635

(注) 計数中には、青少年対策費に計上されているものが含まれている。

なお、文化庁予算(文部科学省所管)には科学技術振興費及びその他の事項経費があり、総額として107,553百万円(4年度当初予算額107,282百万円)を計上している。

## 9 国際観光旅客税財源充当事業費(皇室費及び国土交通省所管)

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
20,000	9,000	11,000

この経費は、国際観光旅客税を財源として、より高次元な外国人観光旅客の来訪の促進等のための観光施策を展開していくために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備  
顔認証ゲートや電子申告ゲート等の機能強化、顔認証による旅客搭乗手続きの円滑化、ICT等を活用した観光地の受入環境整備等に必要な経費として、5,116百万円を計上している。
- (2) 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化  
デジタル技術を活用した戦略的な訪日プロモーションの実施等に必要な経費として、7,150百万円を計上している。
- (3) 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上  
三の丸尚蔵館の整備、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化、文化資源を活用した観光コンテンツの造成、国立公園の環境整備等に必要な経費として、7,734百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(皇室費)		

国際観光旅客税 財源宮廷に必要な 経費 (国土交通省所管)	269	905
国際観光旅客税 財源出入国管理 業務に必要な経 費	3,648	2,905
国際観光旅客税 財源輸出入貨物 の通関及び関税 等の徴収並びに 監視取締りに必 要な経費	737	400
国際観光旅客税 財源文化資源の 活用に必要な経 費	4,000	2,205
国際観光旅客税 財源観光振興に 必要な経費	1,685	384
国際観光旅客税 財源国立公園等 資源の整備に必 要な経費	2,545	2,201
国際観光旅客税 財源独立行政法 人国際観光振興 機構運営費交付 金に必要な経費	7,116	1
計	19,731	8,095
合 計	20,000	9,000

#### 10 国有林野事業債務管理特別会計へ繰入(農林水産省所管)

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(19,949)	(9,166)
29,114	18,772	10,343

この経費は、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)に基づき、国有林野事業収入相当額等の借入金の償還財源及び借入金の利子の支払財源を国有林野事業債務管理特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
借入金利子国有 林野事業債務管 理特別会計へ繰 入	1,133	(1,184) 7
国有林野事業収 入財源借入金債 務処理費国有林 野事業債務管理 特別会計へ繰入	27,981	18,764
計	29,114	(19,949) 18,772

#### 11 自動車安全特別会計へ繰入(国土交通省所管)

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,950	(5,400) 6,649	(550) △ 699

この経費は、「平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平 6 法 43)等に基づき自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計へ繰り入れた額について、同法等に規定する運用収入に相当する額の一部を同法等に基づき自動車安全特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

#### 東日本大震災復興特別会計への繰入

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
29,795	(82,931) 148,264	(△ 53,137) △ 118,469

復興費用等の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)に基づき、29,795 百万円を一般会計から東日本大震災復興特別会計へ繰り入れることとしている。

#### 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
4,000,000	(5,000,000) 9,860,000	(△ 1,000,000) △ 5,860,000

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

#### ウクライナ情勢経済緊急対応予備費

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,000,000	(—) 1,000,000	(1,000,000) —

ウクライナ情勢に伴い発生しうる経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危

機への対応に係る緊急を要する経費の予見し難い  
予算の不足に充てるため、計上することとしてい  
る。

予見し難い予算の不足に充てるため、計上する  
こととしている。

### 予 備 費

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(500,000)	(—)
500,000	900,000	△ 400,000